

住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報保護評価書の概要

1 再評価実施の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による社会保障・番号制度の導入に伴い、秋田県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、個人番号（マイナンバー）を含む特定個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しており、また、同法第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱手順やリスク対策に係る評価をとりまとめた、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を作成、公表している。

この度、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者による個人番号カード・公的個人認証（電子証明書）の利用等を実現するため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証ができるようにすることとされた。附票本人確認情報には個人番号が含まれないものの、システム上、個人番号に紐付けてアクセスできるため、特定個人情報ファイルに加える必要がある。

これらの変更は特定個人情報ファイルに関する重要な変更（規則第11条）に該当するため、評価の再実施を行う。

2 評価書（案）の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書

3 評価書（案）の概要

I 基本情報

(1) 事務の名称

住民基本台帳ネットワークに関する事務

(2) 事務の内容

- ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ②市町村からの本人確認情報及び附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構への通知
- ③秋田県知事から本人確認情報及び附票本人確認情報に係る秋田県の他の執行機関（教育委員会等）への提供又は他部署への移転
- ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報及び附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報及び附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査

⑤地方公共団体システム機構への本人確認情報及び附票本人確認情報の照会

II 特定個人情報ファイルの概要

(1) ①ファイルの名称

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

②ファイルで対象となる本人の数

10万人以上100万人未満

③ファイルで対象となる本人の範囲

秋田県内のいずれかの市町村において、住民基本台帳に記録された住民（住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除（死亡による削除を除く。）された者を含む。）

④ファイルで記録する項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報

⑤ファイルの保有開始時期

平成27年6月

(2) ①ファイルの名称

都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

②ファイルで対象となる本人の数

10万人以上100万人未満

③ファイルで対象となる本人の範囲

秋田県内のいずれかの市町村において、戸籍の附票に記録された者

④ファイルで記録する項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他戸籍の附票関係情報

⑤ファイルの保有開始時期

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日

Ⅲ 特定個人情報に係るファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

（1）特定個人情報の入手

都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村コミュニケーションサーバー（CS）からの本人確認情報及び附票本人確認情報更新要求に限定される。

（2）特定個人情報の使用

生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理、操作履歴の記録及び確認等により、不正使用を防止する。

（3）特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託する業務は、直接本人確認情報及び附票本人確認情報に関わらない業務である。また、委託業務を担当する者については名簿を提出させている。

（4）特定個人情報の提供・移転

生体認証による操作者認証、アクセス権限の適切な管理、操作履歴の記録及び確認等により、不正な提供・移転を防止する。

（5）特定個人情報の保管・消去

セキュリティゲートにて入退館管理をしている集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理（監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理）を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、IDと生体認証（又はパスワード）が必要である。また、データはシステム上にて自動判別し消去する。

IV その他のリスク対策

(1) 自己点検

住基ネット関係職員は、年1回以上住基ネット担当課が作成するチェックリストを用いて、自己点検を行っている。

自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して、毎年度監査を行っている。

(2) 従業者に対する教育・啓発

本人確認情報及び附票本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員に対して、権限付与時に、研修を実施するとともにその記録を残す。

V 開示請求、問合せ先

秋田県企画振興部市町村課（秋田市山王四丁目1-1）

VI 評価実施手続

基礎項目評価にしきい値判断の結果、全項目評価の実施が義務付けられる。